

旭川医科大学スチューデント・アシスタントの受入れに関する要項の一部を改正する要項を次のとおり定める。

(令和4年11月9日 学長裁定)

旭川医科大学スチューデント・アシスタントの受入れに関する要項の一部を改正する要項

旭川医科大学スチューデント・アシスタントの受入れに関する要項（平成26年学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(業務内容)</p> <p>第2 SAは、授業担当教員又は当該業務を所掌する課の長（以下「当該業務所掌課長」という。）の指示を受け、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 本学学生に対する講義、演習、実習、試験等の準備及び実施に関する補助業務</p> <p>(2) 講義室、チュートリアル教室、課外活動施設等の管理及び使用に関する補助業務</p> <p><u>(3) 図書館の管理及び使用に関する補助業務</u>（新設）</p> <p><u>(4)</u> その他学長が必要と認める業務</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(募集及び選考)</p> <p>第4 SAは、業務ごとに公募し、書類審査又は面接等により選考する。</p> <p>2 前項の業務への従事を希望する学生は、スチューデント・アシスタント申請書（別紙様式）を当該業務所掌課長へ提出するものと</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(業務内容)</p> <p>第2 SAは、授業担当教員又は当該業務を所掌する課の長（以下「当該業務所掌課長」という。）の指示を受け、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 本学学生に対する講義、演習、実習、試験等の準備及び実施に関する補助業務</p> <p>(2) 講義室、チュートリアル教室、<u>図書館</u>、課外活動施設等の管理及び使用に関する補助業務</p> <p><u>(3)</u> その他学長が必要と認める業務</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(募集及び選考)</p> <p>第4 SAは、業務ごとに公募し、書類審査又は面接等により選考する。</p> <p>2 前項の業務への従事を希望する学生は、スチューデント・アシスタント申請書（別紙様式）を当該業務所掌課長へ提出するものと</p>

する。

- 3 SAの選考は、次に掲げる者が行う。
- (1) 第2第1号及び第2号に掲げる業務（ただし、次号に掲げる業務を除く。） 教務・厚生委員会委員長
 - (2) 第2第3号に掲げる業務 図書館長
 - (3) 第2第4号に掲げる業務 学長が認めた者
- 4 前項において、SAを選考する者が必要と判断した場合には、関係委員会の議を経るものとする。
- 5 SAの選考においては、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に基づく高等教育の修学支援新制度の授業料免除を受けている、又は、授業料免除の選考細則（平成16年4月1日教務・厚生委員会決定）第4条に規定する家計基準を満たしている者を優先的に受入れる。ただし、業務の性格上、これによりがたい場合については、この限りでない。

(略)

(報酬)

第9 SAの報酬は、別に額の定めがある場合を除き、予算の範囲内で、次に定める額を賃金として支払う。

1時間あたりの賃金
1,000円

- 2 前項の報酬は、本学の財務状況等を勘案し、これを改定することがある。

する。

- 3 SAの選考は、次に掲げる者が行う。
- (1) 第2第1号及び第2号に掲げる業務（ただし、次号に掲げる業務を除く。） 教務・厚生委員会委員長
 - (2) 図書館の管理及び使用に関する補助業務 図書館長
 - (3) 第2第3号に掲げる業務 学長が認めた者
- 4 前項において、SAを選考する者が必要と判断した場合には、関係委員会の議を経るものとする。
- 5 SAの選考においては、授業料免除の選考細則（平成16年4月1日教務・厚生委員会決定）第4条に規定する家計基準を満たしている者を優先的に受入れる。ただし、業務の性格上、これによりがたい場合については、この限りでない。

(略)

(報酬)

第9 SAの報酬は、別に額の定めがある場合を除き、予算の範囲内で、業務内容の困難の度合いを勘案し、次の表に掲げる区分に応じて、個別に定める額を賃金として支払う。

区分	1時間あたりの賃金
<u>1号</u>	<u>900円</u>
<u>2号</u>	1,000円
<u>3号</u>	<u>1,100円</u>

- 2 前項の報酬は、本学の財務状況等を勘案し、これを改定することがある。

(略)

(削除)

第13～第19 (略)

附 則

この要項は、令和4年11月9日から施行し、令和4年10月2日から適用する。

別紙様式 (第4第2項関係)

(略)

(セクシュアル・ハラスメントの防止)

第13 SAは、セクシュアル・ハラスメントをしないように注意しなければならない。

第14～第20 (略)

別紙様式 (第4第2項関係)

別紙様式（第4第2項関係）

スチューデント・アシスタント申請書

学生証番号	提出日	年	月	日
学科 第 学年	氏名			
	携帯電話番号			
●従事を希望する業務内容				
●授業料免除の状況について ※該当する項目に☑をつけること。 ※ <u>修学支援新制度，旧制度の別は問いません。</u> <input type="checkbox"/> <u>免除の申請中である。</u> <input type="checkbox"/> <u>今期（前期又は後期）に免除（全額又は半額など）を受けた。</u> <input type="checkbox"/> <u>申請をしたが，許可されなかった。</u> <input type="checkbox"/> <u>申請をしなかった（しない予定である）。</u> <small>（しなかった（しない予定）理由）</small> <input type="checkbox"/> <u>家計基準に該当しないと思うため。</u> <input type="checkbox"/> <u>学力基準に該当しないと思うため。</u> <input type="checkbox"/> <u>修学支援新制度の対象ではないため。</u>				
スチューデント・アシスタントとして業務に従事するにあたり，旭川医科大学スチューデント・アシスタントの受入れに関する要項に規定されている事項を遵守することを誓約します。				
署名				印

【改正理由】

北海道の最低賃金改定に伴い，対象業務を整理するとともに報酬の時間単価等を見直し，所要の改正をするものである。

別紙様式（第4第2項関係）

スチューデント・アシスタント申請書

学生証番号	提出日	平成	年	月	日
学科 学年	氏名				
	携帯電話番号				
●従事を希望する業務内容					
●授業料免除の状況について ※該当する項目に☑をつけること。 1. <u>前年度後期の授業料免除の状況について（第1学年学生は記載不要）</u> <input type="checkbox"/> <u>授業料免除（全額又は半額）を受けた</u> <input type="checkbox"/> <u>授業料免除申請をしたが，許可されなかった</u> <input type="checkbox"/> <u>授業料免除申請をしなかった</u> <small>（申請しなかった理由）</small> <input type="checkbox"/> <u>家計基準に該当しないと思ったため</u> <input type="checkbox"/> <u>学力基準に該当しないと思ったため</u> 2. <u>今年度前期の授業料免除の状況について</u> <input type="checkbox"/> <u>授業料免除を申請中である。</u> <input type="checkbox"/> <u>授業料免除（全額又は半額）を受けた</u> <input type="checkbox"/> <u>授業料免除申請をしたが，許可されなかった</u> <input type="checkbox"/> <u>授業料免除申請をしなかった（しない予定である）</u> <small>（申請しなかった（しない）理由）</small> <input type="checkbox"/> <u>家計基準に該当しないと思った（思う）ため</u> <input type="checkbox"/> <u>学力基準に該当しないと思った（思う）ため</u>					
スチューデント・アシスタントとして業務に従事するにあたり，旭川医科大学スチューデント・アシスタントの受入れに関する要項に規定されている事項を遵守することを誓約します。					
署名					印